

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.137

【共通】問1 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができるが、それにもかかわらず、その措置が履行されないなど、引き続き一定の要件を満たすと認める場合には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。次に掲げるもののうち、消防法令上、その一定の要件に該当しないものを1つ選べ。

- (1) 履行されても期限までに完了する見込みがない。
- (2) 火災の予防に危険である。
- (3) 消火、避難その他の消防の活動に支障になる。
- (4) 火災が発生したならば人命に危険である。

【消防用設備等】問1 建築基準法第6第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認の対象として掲げた次の建築物のうち、建築基準法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、同条第2項以降の規定を考慮する必要はないものとする。

- (1) 建築基準法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m²を超えるもの
- (2) 木造建築物で、階数を除く階数が4以上あるもの、又は高さが16mを超えるもの
- (3) 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m²を超えるもの
- (4) (1)～(3)に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

【消防用設備等】問2 局所放出方式の不活性ガス消火設備の噴射ヘッドの設置に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 噴射ヘッドの放射圧力は、二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、高圧式のもの（二酸化炭素が常温で容器に貯蔵されているものをいう）にあっては1.4MPa以上、低圧式のもの（二酸化炭素が零下18℃以下の温度で容器に貯蔵されているものをいう）にあっては0.9MPa以上であること
- (2) 防護対象物のすべての表面がすべての噴射ヘッドの有効射

程内にあるように設けること

- (3) 消火剤の放射によって可燃物が飛び散らない箇所に設けること
- (4) 所定の消火剤の量を30秒以内に放射できるものであること

【防火査察】問1 消防法第8条の2の3第6項に特例認定の取消しを行う場合は、行政手続法に基づき事前手続きとして聴聞を実施する必要があるが、聴聞に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 聽聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続きである。
- (2) 聽聞は、行政庁が指名する職員が主宰し、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書や不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書は聴聞主宰者が作成する必要がある。
- (3) 聆聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞期日及び場所等を内容とする聴聞通知書により聴聞開催の通知する必要がある。
- (4) 行政庁は、聴聞を実施した事実があれば、聴聞調書の内容と報告書に記載された主宰者の意見にかかわらず、不利益処分を決定することができる。

【防火査察】問2 消防法における命令に関する事項のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 命令は、命令事項の履行又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。
- (2) 命令に対する行政救済制度としては、相手方の被害を金銭で償う方法と行政作用そのものの効力を争っていく方法とに大きく分けられ、前者を国家補償、後者を行政上の争訟という。
- (3) 命令書は名あて人に直接交付し、受領書を求める必要があるが、手交できない場合は、配達証明郵便により送達する方法も可能である。
- (4) 命令は、要式行為ではないから、法的には口頭命令であろうと文書命令であろうとその形式は問わないが、無用なトラブルを避けるためにも、原則として、文書命令の形をとるべきである。

【危険物】問1 貯蔵及び取扱いの基準に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 類を異にする危険物は、原則として同一の貯蔵所において貯蔵できないが、第1類の危険物と第6類の危険物を類ごとに取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に1m以上の間隔を置く場合は例外とされている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 消防法第5条の2参照。使用禁止等の強い措置は、改修等の措置命令が履行されないだけでは命令できず、選択肢(2)～(4)のような危険性が引き続き存在していることが必要である。(1)はそれだけでは危険性があるとは言えず、使用停止命令等を行うには、これに加えて(2)～(4)のいずれかの要件を満たすことが必要である。

なお、(2)～(4)の要件は、消防法第5条（火災予防措置命令）第1項及び第5条の3（障害除去のための措置命令）第1項の要件を踏まえたものであるが、第8条（防火管理者）第3項若しくは第4項、第8条の2（統括防火管理者）第5項若しくは第6項、第8条の2の5（自衛消防組織）第3項又は第17条の4（消防用設備等の設置維持命令）第1項若しくは第2項に係る命令に当たっては、(2)～(4)は必ずしも要件とされていないので、これらの命令違反について第5条の2に基づく使用禁止命令等の措置を適用する場合には、これらの要件を満たしていることについて、十分確認することが必要である。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 建築基準法第6条第1項参照。消防同意に必要な建築基準法の平成30年の改正について、正しく理解していることを確認する問題。詳細は、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（令和元年6月24日付 国土交通省住宅局 建築指導課長通知）等を参照されたい。

- (1) 同項第1号参照。床面積の合計が100m²超から200m²超に改正されており、正しい。
- (2) 同項第2号参照。建築基準法第21条第1項が改正され、「地階を除く階数が4以上あるもの又は高さが16mを超えるもの」であっても木造建築物とすることができるようになったが、建築基準法第6条第1項第2号では、従前と同様「木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500m²、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの」とされており、誤り。
- (3) 同項第3号参照。正しい。
- (4) 同項第4号参照。正しい。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法施行規則第19条第2項第2号イ参照。

正しい。

- (2) 同条第3項第1号参照。誤り。…すべての表

面がいずれかの噴射ヘッドの…が正しい。

- (3) 同項第2号参照。正しい。
- (4) 同項第3号参照。正しい。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより正しい。
(2) 違反処理マニュアルにより正しい。
(3) 違反処理マニュアルにより正しい。
(4) 行政庁は報告書に記載された主宰者の意見等を十分参照した上で、処分を決定しなければならないので、誤り。

問2 答 (3)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適當。
(3) 警告書は配達証明郵便で送達する場合もあるが、命令書は配達証明付き内容証明郵便により送達するべきであるので、不適當。
(4) 違反処理マニュアルにより適當。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 (1) 危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の2、危険物の規制に関する規則第39条第1号口参照。
(2) 誤り。可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるのは、第1類の危険物（酸化性固体）の貯蔵及び取扱いの基準である。危険物の規制に関する政令第25条第1項参照。
(3) 危険物の規制に関する政令第27条第6項第1号口参照。
(4) 危険物の規制に関する政令第24条第1号参照。

問2 答 (1)

解説 (1) 誤り。ガラス容器は、固体危険物用のもの、液体危険物用のものとも、外装容器と組み合わされた内装容器（組合せ容器）として用いることができるのこととされている。危険物の規制に関する規則別表第3、第3の2参照。
(2) 危険物の規制に関する規則第43条第4項第1号参照。
(3) 危険物の規制に関する政令第30条第1項第2号参照。
(4) 危険物の規制に関する規則別表第4参照。